

# 令和4年 決算特別委員会 開催状況（警察本部）

開催年月日 令和4年11月8日（火）

質問者 民主・道民連合 高橋 亨 委員

答弁者 交通部長 佐藤 能啓

運転免許試験課長 伊藤 久人

質問要旨	答弁要旨
<p><b>一 免許証の交付数等について</b></p> <p><b>（一）免許証保有数等について</b></p> <p>若い方々の免許離れと言いますか、私たちが若い頃は免許を取って車を持つことがある意味ステータスというか、彼女を得る一番最初の手段だったと思っておりますが、今は若い方はそういうことはなく、免許の所有も大分少なくなってきたのではないかと思います。</p> <p>その分、事故が少なくなっていくことにつながっているのかも知れませんが、いずれにしても、今後の全体の交通の流れも含めて様々なことを検討していくためには、免許の保有数は、一番大きな問題だろうと思います。</p> <p>まず、昨年度の免許証保有総数と軽微な違反も含めた交通違反数についてお聞きします。</p> <p><b>（二）警察機関における検討経過について</b></p> <p>19年から警察庁では「警察情報管理システム合理化」の検討を始め、その中に運転免許証の情報をマイナカードと一体化をするという内容も含まれておりました。</p> <p>先般、河野デジタル相は運転免許証のマイナカード一体化について、2026年から2024年に前倒しをして実施すると関係機関に指示を出しましたが、この件について、これまで道警および警察庁での検討経過について、お聞きします。</p> <p><b>（所管）</b></p> <p>26年で当初は検討されてきたと思いますが、2年間前倒しされました。</p> <p>一体化をすることによって、様々な検討課題があったと思いますが、2年間前倒しをされることによって、本来検討されるべきことが、少し拙速になりすぎている状況があるのではないかと思います。</p>	<p><b>（運転免許試験課長）</b></p> <p>免許保有者数及び交通違反数についてであります。令和3年度末の免許保有者数は、約331万2,000人となります。また、令和3年度の交通取締り件数は、約19万2,000件となります。</p> <p><b>（運転免許試験課長）</b></p> <p>検討経過についてであります。令和4年4月27日に公布された道路交通法の一部を改正する法律により、希望者には、運転免許に係る情報をマイナンバーカードに記録することができることとされました。</p> <p>令和4年6月7日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」によると、マイナンバーカードの運転免許証の一体化については、令和6年度末に開始することを予定しています。</p> <p>なお、開始時期が前倒しされるかどうかについては、警察庁において検討されているものと承知しております。</p> <p>道警察といたしましては、今後、警察庁からの指示等に基づき、制度の円滑な運用に向けた検討を具体的に進めてまいりたいと考えております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>(三) 警察にとってのメリットについて</b></p> <p>私たち免許保有者は、できれば免許証を提示するという場面に身を置かないよう努力をしています。</p> <p>また、常に携帯はしてはおりますが、日常生活上は、あまり免許証を使用する、提示するということはほとんどないわけでありませぬ。</p> <p>一方、警察も免許証の提示を求めなければならない事案を少なくするよう努力をされていると思ひます。</p> <p>つまり、免許証を提示したり、提示を求めたりというものは、あまり日常的ではないということになります。</p> <p>したがって、そこに免許証をマイナカードと一体化することの大義や意義を私自身は感じられませぬ。</p> <p>逆に、免許証のマイナカード化によって個人情報や警察情報管理システムによって管理されるということが本来の目的ではないかと勘ぐってしまひます。</p> <p>免許証のマイナカード化によって警察が得られるメリットについて、お聞きします。</p> <p><b>(所管)</b></p> <p>今のご答弁ありました住所変更手続きのワンストップ化は、警察にとってのメリットではなく、その手続きをする側である私たちのメリットではないかという気がします。</p> <p>住所変更の手続きは、そうそう一生のうちにあるわけではなく、公安委員会や警察の業務の効率化と言われますが、人を減らすまでではないと思ひます。</p> <p><b>(四) 国民にとってのメリットについて</b></p> <p>これまでは、運転免許証の更新を行うときに公安委員会の指定する場所に行つて講習を受けますが、目の検査、写真撮影後、それぞれ講習を受けて免許証の交付を受けます。</p> <p>遠方の方が講習を受ける場合や仕事の都合で受講できない場合、最寄りの警察署などでも受講できることになっております。</p> <p>このことは少なからず受講者に負担を強いることになることから、受講のオンライン化が検討されてまいりました。</p> <p>しかし、これはマイナ免許証と一体化しなくても現行の制度の中でオンラインの受講ができると思ひます。</p> <p>講習ですから試験はありません。</p> <p>誰か代わりの人が受けても意味を持ちませぬ。</p> <p>運転免許証にICチップを組み込めば、誰かすぐに分かるわけであり、対応は可能だと思ひますが、国民にとってこの一体化のメリットは何があるとお考えなのか、お聞きします。</p> <p><b>(所管)</b></p> <p>今、お答えがあつたように住所変更手続きのワンストップ化は、やはり警察のメリットではなく、私たちのメリットだとお話をされました。</p> <p>さらに更新申請ができることは分かりますが、義務ではありません。</p> <p>1、2カ月の長期出張であつたとしても免許証の住所を移すことなく運転はできますし、そこで事故や違反があつたとしても対応は可能であり、あまりメリットはないと思つております。</p>	<p><b>(運転免許試験課長)</b></p> <p>警察にとってのメリットについてであります、住所変更等の手続きがワンストップ化され、市町村に転居等を届け出れば、警察への変更届出が不要となるため、警察業務の効率化が図られるものと承知してあります。</p> <p><b>(運転免許試験課長)</b></p> <p>国民にとってのメリットについてであります、住所変更等の手続きがワンストップ化され、市町村に転居等を届け出れば警察への変更届出が不要となります。</p> <p>また、優良運転者は、例えば、長期の出張や帰省などの際には住所地以外の公安委員会の窓口において、更新申請を行うことができますが、現在は、申請から免許証の受取までに最大1か月を要するところ、申請窓口において、申請当日に受け取ることが可能となります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>(五) デメリットについて</b></p> <p>デメリットとすれば、交通違反取締りを行う際にパトカー、白バイ、さらには警察官の方々が街の中で違反を発見した場合には、運転手の方々の車を停めて免許証の提示を求めて違反切符を切るわけですが、マイナカードのカードリーダーが必要になります。</p> <p>そのカードリーダーを全てのパトカー、白バイ、そして警察官の方々が携帯をしなければならない。</p> <p>これは逆に言うと、ただ予算のかかる話であり、逆にメリットよりもデメリットの方が非常に大きいのではないかと思います。</p> <p>私たちが非常に心配なのは、個人情報はどうとられているのか説明が全くないことです。</p> <p>河野デジタル相も全くそのことについての説明をしていません。</p> <p>国民の一番の心配は、個人情報の漏えいの問題です。</p> <p>今は、2万円のポイントを付けても53%、54%という状況であり、国民の半分近くは信頼をしていないという状況の中で、これを導入することによって何かあるのか。</p> <p>これまでの免許証も併用でき、廃止しないのであれば、このマイナカードを持つ意味は、かなり薄れていると思います。</p> <p>データというものは、必ずハッキングをされます。</p> <p>先般、大阪の病院でもありましたが、ハッキングは必ずされる状況があります。</p> <p>メリットは先ほどお聞きをしましたが、警察にとってデメリットは、どのようにお考えなのか、お聞きします。</p> <p><b>(指摘)</b></p> <p>情報は、住所、氏名、生年月日以外漏れないようにしたいと言っておりますが、その場にいる警察官個人としてはそれ以上の情報は得られないかも知れませんが、多くの情報は、警察情報管理システムの中に取り込まれていくだろうと思っております。</p> <p>映画でもそうですが、内閣の内調では、当時、杉田官房副長官が関わって前川喜平さんが出会い系バーに通っていることをリークして、といったことも含め、様々な情報は内調に集約されていると思っております。</p> <p>さらに、この免許証一体化によって、個人情報はどう漏れていくかという不安が払拭しきれっていません。</p> <p>本来であれば、ここで本当に必要なのかということをお聞きしたいが、組織的には中央が決めたこと、法律ができればやっていくというのが警察の立場だろうと思っておりますのでお聞きをしますが、今のやりとりの中でメリットはほとんどなく、デメリットがあるということだけはお伝えをさせていただき、質問を終わります。</p>	<p><b>(交通部長)</b></p> <p>免許証と一体化されたマイナンバーカードの個人情報の取扱いについてであります。警察官がマイナンバーカードに記録された免許情報の確認を行う際には、当該免許情報を読み取ることができる携帯端末を用いることが、警察庁において検討されております。</p> <p>また、マイナンバーカードの個人情報の取扱いについてであります。警察は、法律の規定に基づき、最新の住所、氏名及び生年月日の情報の提供を受けることとなり、それ以外の情報を取得することはできない仕組みとなっております。</p> <p>道警察といたしましては、今後、国から示される個人情報の取扱いに関する留意事項等を遵守し、制度の適切な運用を図るとともに、道民の皆様の理解が得られるよう広報に努めてまいります。</p>